

## 港北区商店街活性化イベント事業補助金交付要綱

制 定 平成20年 3月28日 港北地振第1637号（港北区長決裁）

最近改正 令和 4年 5月20日 港北地振第172号（港北区長決裁）

### （目 的）

第1条 この要綱は、地域とのふれあいを深め、にぎわいを創出することにより商店街の活性化を図るため、商店会等が中心となり実施するイベント事業を支援することを目的とし、港北区商店街活性化イベント事業（以下「商店街活性化イベント事業」という。）の補助金交付に関して必要な事項を定める。

2 商店街活性化イベント事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年 11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる要綱の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 「商店街」とは、小売業、飲食業、サービス業等が集積している地域をいう。

(2) 「商店会等」とは、次に掲げる港北区内に存する団体とする。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街団体

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された商店街団体

ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された商店街団体及び前各号の商店街団体に準ずる任意の商店街団体

エ 港北区内全域の商店街団体等をもって組織する商店街連合組織

オ その他各号に該当しない団体で横浜市港北区長（以下「区長」という。）が認めたもの

### （補助事業者）

第3条 この要綱における補助事業者は、原則として次の各号に掲げる団体とする。ただし、補助事業者の代表者又は構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する場合は補助対象としない。

(1) 商店会等

(2) 2以上の商店会等で組織された団体

### （補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業は、第3条に掲げた補助事業者が主催するイベント事業とする。

2 この要綱において、補助の対象となる期間は当該事業開催年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。

3 補助対象事業の開催期間が2年度にわたる場合は、地方自治法施行令第143条第1項第4号により、当該事業が終了する日の属する年度の事業とみなす。

4 年末セールなどの販売を主たる目的としたイベント事業については、商店会等を構成する店舗が30以下の団体が実施するものに限る。

### （補助金の交付及び対象経費）

第5条 区長は、第4条に定めるイベント事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 補助対象経費は、イベント事業実施に係る広告宣伝費、開催費及び事務費とし、その内容及び補助要件は別表1のとおりとする。

3 イベント事業に関する国及び県その他の補助制度を併用する場合は、前項に定める経費から当該補助額を控除した額を補助対象経費とする。

(補助率及び補助限度額)

第6条 補助金の補助率は、補助対象経費の1/2とし、補助限度額は25万円とする。

2 第2条第2項(2)エの商店街連合組織及び第3条第2号に該当する補助事業者が実施するイベント事業で、区民全体を対象としているものについては、補助対象経費の1/2とし、前項の規定に関わらず補助限度額は50万円とする。

3 補助額の算定に当たり端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てるものとする。

(補助金の交付制限)

第7条 同一の補助事業者が、同一年度内にこの要綱に基づく補助金の交付を受けることができる回数は原則1回とする。

(補助金交付申請)

第8条 補助事業者は、区長が指定する日までに、商店街活性化イベント事業補助金交付申請書(第1号様式。以下「補助金交付申請書」という。)を次に掲げる書類を添付して、区長に提出するものとする。

- (1) 商店街活性化イベント事業概要書(第1号様式の2)
- (2) 商店街活性化イベント事業収支予算書(第1号様式の3)
- (3) 定款又は規約
- (4) 会員名簿又は参加店名簿
- (5) その他区長が必要とする書類

2 第1項の規定により、補助金の交付を受けようとする補助事業者が、申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金交付決定)

第9条 区長は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、商店街活性化イベント事業補助金交付決定通知書(第2号様式。以下「補助金交付決定通知書」という。)を、補助事業者に通知するものとする。

2 不適当と認めるときは、商店街活性化イベント事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)を、補助事業者に通知するものとする。

(事業の変更又は中止)

第10条 補助金交付決定通知を受けた補助事業者は、補助対象事業の内容等を大幅に変更し、又は中止しようとする場合は、商店街活性化イベント事業変更等承認申請書(第4号様式。以下「変更等承認申請書」という。)を区長に提出しなければならない。

(事業の変更又は中止の承認)

第11条 区長は、前条の規定による変更等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、商店街活性化イベント事業変更等承認通知書(第5号様式)を補助事業者に通知するものとする。

(事業実績報告)

第 12 条 補助事業者は、事業完了後区長の指定する日までに、商店街活性化イベント事業実績報告書（第 6 号様式。以下「事業実績報告書」という。）を次に掲げる書類を添付して、区長に提出するものとする。

- (1) 商店街活性化イベント事業実績概要書（第 6 号様式の 2）
- (2) 商店街活性化イベント事業収支報告書（第 6 号様式の 3）
- (3) 支出を証明する領収書等の写し
- (4) 事業実施写真
- (5) その他区長が必要とする書類

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(補助金交付額の確定)

第 13 条 区長は、前条に規定する事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、相当と認める場合は、商店街活性化イベント事業補助金交付確定通知書（第 7 号様式。以下「補助金交付確定通知書」という。）を、補助事業者に通知するものとする。

2 事業補助金交付確定額は、第 9 条第 1 項に規定する通知書に記載された補助金交付予定額を上回ることができない。

(補助金の請求)

第 14 条 補助事業者は、補助金交付確定通知書を受領したときは、速やかに商店街活性化イベント事業補助金交付請求書（第 8 号様式。以下「補助金交付請求書」という。）を区長に提出するものとする。

(補助金の支払)

第 15 条 区長は、前条に規定する補助金交付請求書に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) この要綱又は補助金交付決定通知書に付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請、報告又は不正な行為によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定額を減少すべき事由が生じたとき。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 17 条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、商店街活性化イベント助成事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 9 号様式）により、すみやかに区長に対して報告しなければならない

2 区長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備及び保存)

第 18 条 補助事業者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して、5 年間関係書類等を整理し、保存しておかなければならない。

(警察本部への照会)

第 19 条 区長は必要に応じ、補助事業者の代表者又は構成員について第 3 条に規定した暴力団員に該当するか否かを神奈川県警本部長に対して確認を行うことができる。

(補助金交付に係る書類の閲覧)

第 20 条 補助金を交付された団体及び区長は、横浜市市民協働条例（平成24 年 6 月横浜市条例第34 号）

第 7 条に基づき、第 1 号様式及びその添付書類、第 2 号様式又はその写し、第 6 号様式及びその添付書類（領収書等経費の支出を証する書類を除く。）を、一般の閲覧に供しなければならない。

2 前項の閲覧を行う期間は、補助金交付の日から 2 年間とする。ただし、第 6 号様式及びその添付書類（領収書等経費の支出を証する書類を除く。）又はその写しについては、当該書類を区長に提出した日から 2 年間とする。

3 第 1 項の閲覧を行う場所及び時間は次の表のとおりとする。

	補助金交付を受けた団体	区長
閲覧場所	団体が指定する場所	港北区地域振興課
閲覧時間	団体が指定する時間	月曜日から金曜日までの午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし休日及び年末年始を除く。

(実施細目)

第 21 条 この要綱を実施するため必要な事項は、別に区長が定める。

附 則

この要綱は、平成20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 20 日から施行する。

別表1（第5条関係）補助金の項目及び補助要件

	項目	内 容	補 助 要 件
イベント 事業費	広告・ 宣伝費	広告等作成費	・チラシ・ポスター、たて看板・横断幕等の作成費
		広告料	・新聞折り込みの費用等
	開催費	謝金	・出演者等に対する謝金・謝礼品購入費
		会場設営費	・会場等の設営費
		会場借上費	・会場等の借上費
		購入費	・イベントに使用する物品等の購入費（ただし、汎用性の高い機材・備品、模擬店に使用する食材や景品等の購入費、酒類、および来場者に配布するプレゼント品購入費は対象外とする。）
		使用料	・機材等の使用料
		保険料	・機材等の保険料、その他イベントに関する損害保険料
		委託料	・イベントの運営、機材等の運搬、会場周辺の警備費、ゴミ処理費（業者に委託する場合のみ対象。）
	事務費	光熱費	・ガス、電気代等
消耗品費		・事務用品等の消耗品購入費	
会議室借上費		・事前打合せ等に係る会議室借上費	

\*上記経費に係る消費税も対象とする。

\*すべて領収書等が必要。

\*行政機関に支払う手数料や銀行振込手数料等の間接経費はすべて補助対象外とする。

\*上記経費に係る消費税及び地方消費税も対象とする。ただし、消費税及び地方消費税の申告により仕入税額控除を受ける場合には、当該仕入控除税額は除くものとする。

第1号様式（第8条）

年度  
港北区商店街活性化イベント事業補助金交付申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市港北区長

申請者 商店街名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_  
〒

申請者住所 \_\_\_\_\_  
(TEL - )

連絡責任者 \_\_\_\_\_  
(TEL - )

港北区商店街活性化イベント事業に係る経費について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び港北区商店街活性化イベント事業補助金交付要綱を遵守します。

1 補助金交付申請額

\_\_\_\_\_ 円

2 事業実施に要する総経費

\_\_\_\_\_ 円

3 関係書類（原則A4判）

- (1) 港北区商店街活性化イベント事業概要書（第1号様式の2）
- (2) 港北区商店街活性化イベント事業収支予算書（第1号様式の3）
- (3) 定款又は規約
- (4) 会員名簿又は参加店名簿
- (5) その他関係書類

第1号様式の2（第8条）

年度  
港北区商店街活性化イベント事業概要書

イベントの名称	
主催者の名称	
協賛者等の名称	
実施場所・施設	
実施予定日時	年 月 日（ ）～ 月 日（ ） 時 ～ 時
商店街の現状と将来像	
イベントの内容	
期待する効果	

第1号様式の3（第8条）

年度  
港北区商店街活性化イベント事業収支予算書

1 収 入

区 分	金 額	内 容 備 考
会 費	円	通常会費充当 (円) (臨時会費徴 (円) 収 (円) そ の 他 (
協賛金	円	
補助金	円	区 役 所 (円) (神奈川県 (円) (その他 (円) (
売上金	円	模擬店等売上金 (円)
その他	円	
合 計	円	

2 支 出

(単位：円)

項目 および内容・内訳	予算額	※区記入欄	
		補助対象額	補助対象外 額
広告・宣伝費			
①			
②			
③			
謝金			
①			
②			
③			
会場設営・借上費			
①			
②			
③			
物品等購入費・使用料・保険料			
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
委託費（イベント運営、警備費等）			
①			
②			
③			
光熱費			
①			
事務費			
①			
②			
③			
④			
⑤			
その他経費			
①			
②			
③			
④			
⑤			
合 計			

様

横浜市港北区長

年度  
港北区商店街活性化イベント事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました 年度港北区商店街活性化イベント事業補助金については、港北区商店街活性化イベント事業補助金交付要綱第9条の規定により次のとおり交付することに決定したので通知します。

1 補助金交付予定額

\_\_\_\_\_円

2 交付条件

(1) この補助金は、補助金交付申請書及びこれに添えて提出されました関係書類記載の事業にのみ使用し、他の事業には使用しないでください。

(2) 事業を変更し、又は中止しようとする場合は、速やかに区長の承認を受けてください。

(3) 交付金額は、事業実績報告書を審査したうえで確定するものとします。

ただし、消費税及び地方消費税の申告により仕入税額控除を受ける場合であって、交付申請の段階では、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税を補助対象経費とした場合においては、実績報告書の提出の際に、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかとなる場合には、当該仕入控除税額を除いた金額により実績報告を行う必要があります。

また、補助金交付決定通知書の交付後に、消費税及び地方消費税の申告によって補助金に係る仕入控除税額が確定した場合は、商店街活性化イベント助成事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第9号様式）により、速やかに市長に報告し、当該仕入控除税額の全部又は一部を返還していただくこととなります。

(4) 必要があると認めた場合は、調査し、又は報告を求めることがあります。

3 補助金の支払い

本補助金は、要綱第14条に定める請求書により、要綱第15条に基づき適法な請求書を受理してから30日以内に支払います。

4 事業実績報告書の提出

イベント事業終了後、速やかに港北区商店街活性化イベント事業実績報告書（第6号様式）に、関係書類（支出を証明する領収書等の写し・事業実施写真等）を添付して提出してください。

また、「工事の請負、物品の購入、業務の委託等」で1件の金額が1,000,000円以上になると見込まれる場合は、市内業者による入札または2人以上の市内業者から見積書の徴収を行い、入札結果が分かる書類または見積書の写しを添付してください。

第3号様式（第9条第2項）

第 年 月 日  
号

様

横浜市港北区長

年度  
港北区商店街活性化イベント事業補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました 年度港北区商店街活性化イベント事業補助金につきましては、審査の結果、交付しないことに決定しましたので通知します。

1 不交付の理由

第4号様式（第10条）

年度  
港北区商店街活性化イベント事業変更等承認申請書

年 月 日

（申請先）

横浜市港北区長

申請者 商店街名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

〒

申請者住所 \_\_\_\_\_

（TEL \_\_\_\_\_）

年 月 日 第 \_\_\_\_\_ 号で交付決定を受けた \_\_\_\_\_ 年度港北区商店街活性化イベント事業補助金については、次のとおり変更（中止）したいので、要綱第10条の規定の基づき承認を申請します。

1 変更（中止）の理由

2 変更の内容

変 更 前	変 更 後

様

横浜市港北区長

年度  
港北区商店街活性化イベント事業変更等承認通知書

年 月 日に申請のあった 年度港北区商店街活性化イベント事業変更等承認申請については、要綱第11条の規定により次のとおり承認したので通知します。

変 更 前	変 更 後

連絡先  
港北区地域振興課  
TEL  
担 当

第6号様式（第12条）

年度  
港北区商店街活性化イベント事業実績報告書

年 月 日

（報告先）

横浜市港北区長

報告者 商店街名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_  
〒 \_\_\_\_\_  
報告者住所 \_\_\_\_\_  
(TEL \_\_\_\_\_ )

年度港北区商店街活性化イベント事業を終了しましたので、関係書類を添えて事業実績を報告します。

1 補助金交付申請額

\_\_\_\_\_ 円

2 事業実施に要した総経費

\_\_\_\_\_ 円

3 関係書類（原則A4判）

- (1) 港北区商店街活性化イベント事業実績概要書（第6号様式の2）
- (2) 港北区商店街活性化イベント事業収支報告書（第6号様式の3）
- (3) 支出を証明する領収書等の写し
- (4) 事業実施写真
- (5) その他区長が必要とする書類

第6号様式の2（第12条）

年度  
港北区商店街活性化イベント事業実績概要書

イベントの名称	
主催者の名称	
協賛者等の名称	
実施場所・施設	
実施日時	年 月 日（ ）～ 月 日（ ） 時 ～ 時
イベントの内容	
実施による効果	
今後の課題等	

第6号様式の3 (第12条)

年度  
港北区商店街活性化イベント事業収支報告書

1 収 入

区 分	金 額	内 容 備 考
会 費	円	通常会費充当 (円) (臨時会費徴収 (円) そ の 他 (円)
協賛金	円	
補助金	円	区 役 所 (円) (神奈川県 (円) (その他 (円) (
売上金	円	模擬店等売上金 (円)
その他	円	
合 計	円	

2 支 出

(単位：円)

項目および内容・内訳	決算額	領収書 番 号	※区記入欄	
			補助対象額	補助対象外額
広告・宣伝費				
①				
②				
③				
謝金				
①				
②				
③				
会場設営・借上費				
①				
②				
③				
物品等購入費・使用料・保険料				
①				
②				
③				
④				
⑤				
⑥				
⑦				
委託費（イベント運営、警備費等）				
①				
②				
③				
光熱費				
①				
事務費				
①				
②				
③				
④				
⑤				
その他経費				
①				
②				
③				
④				
⑤				
合 計				

様

横浜市港北区長

年度  
港北区商店街活性化イベント事業補助金交付確定通知書

年 月 日に提出されました 年度港北区商店街活性化イベント事業実績報告書を審査した結果、次の条件を付けて補助金交付額を確定しましたので通知します。

1 補助金交付確定額

\_\_\_\_\_ 円

2 交付条件

- (1) この補助金は、事業実績報告書及びこれに添えて提出されました関係書類記載の事業にのみ使用し、他の事業には使用しないでください。
- (2) 必要があると認めた場合は、調査し、又は報告を求めることがあります。

3 補助金の返還等

次の各号のいずれかに該当するときは、この通知の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。

- (1) 要綱又はこの通知書に付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請、報告又は不正な行為によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 上記補助金交付確定額に消費税及び地方消費税が含まれており、この通知書による補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告によって補助金に係る仕入控除税額が確定したとき。

4 関係書類の保存

この補助金の交付に係る一連の書類等は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存してください。

5 補助金の交付時期

この通知書交付後、貴団体からの適法な請求書を受理した後30日以内に交付します。

第8号様式（第14条）

年 月 日

年度  
港北区商店街活性化イベント事業補助金交付請求書

(請求先)

横浜市港北区長

請求者 商店街名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印  
〒

請求者住所 \_\_\_\_\_

(TEL - )

※請求者と口座名義人が同一の場合は請求書の押印を省略できます。

補助金交付請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、年 月 日 第 号の港北区商店街活性化イベント事業補助金交付確定通知書に基づく補助金として

1 振込先金融機関

\_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫 \_\_\_\_\_ 支店

2 預金種目

普通・当座

3 口座番号

\_\_\_\_\_

4 ふりがな

口座名義

\_\_\_\_\_

-----  
\*請求者と口座名義人が異なる場合は、次に記名・押印をお願いします。  
請求補助金については、上記口座に振り込んで下さい。

商店街名

代表者名

印

年 月 日

商店街活性化イベント助成事業における消費税及び  
地方消費税に係る仕入控除税額報告書

（提出先）

横浜市港北区長

申請者 商店街名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

〒

報告者住所 \_\_\_\_\_

(TEL - )

年 月 日 第 号により補助金の確定通知を受けた横浜市商店街活性化イベント助成事業補助金について、下記のとおり報告します。

1 補助金額（補助金交付額確定通知書の金額）

\_\_\_\_\_ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

\_\_\_\_\_ 円

3 添付書類

(1) 確定申告の写し

(2) その他参考になる書類（2の金額の積算の内訳等）